

# STOP!

# 戦争できる国づくり

## 憲法の3大原則を投げ捨てる 自民党改憲草案

日本国憲法は「国民主権」「基本的人権」「平和主義」を3大原則としています。

自民党の改憲草案は、天皇の元首化や国旗・国歌尊重の義務化など、国民主権を否認しています。また、97条の「基本的人権の本質=侵すことのできない永久の権利」を削除し、国民の基本的人権より「国家の利益」を優先するものに変えようとしています。さらに、9条の2項に「国防軍を保持する」と加え、戦争できる国に変えようとしています。

また、政府は安保法制懇の答申を受け、歴代政権の憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使を認めようとしています。



## 安倍「教育再生」は、憲法改悪と一体の動き

安倍首相が強引に押しすすめようとしている「教育再生」は、教育の目的を「グローバル人材の育成」に変質させ、「競争と管理」の教育をいっそう強めようとするものです。すべての国民に保障されている権利としての教育を、「国のための教育」に変えることは憲法改悪と一体のものです。

9条

戦争の放棄

### 紛争は話し合いで解決を

ASEAN(東南アジア諸国連合)は、領土問題などの紛争には、対話を通じた平和的な解決をめざしています。また、シリア問題では、米オバマ大統領は武力攻撃について言及しましたが、米国内で反対の世論が広がり、ロシアが提案した解決案を多くの国が支持し、武力攻撃は回避されました。

戦争の放棄をうたった憲法9条を持つ日本こそが、そうした発信をすべきです。



# かがやけ 憲法

25条

生存権、国の生存権保障義務

### 歴史が培った生きる権利

2012年に成立した社会保障制度改革推進法は、福祉を「自己責任」にし、国の義務としている生存権保障を投げ捨てるものです。

歴史に逆行する政府の姿勢を今すぐ改め、国民が人間らしく暮らせる政治に転換すべきです。

教育を受ける権利、  
教育を受けさせる義務、義務教育の無償

26条

### すべての国民に、 ひとしく教育を受ける権利

道徳を教科に位置づけ、教育委員会制度を変えて教育の政治支配を強めることは許されません。「高校無償化」への所得制限導入は、「教育費の無償化」という世界の流れに逆行するものです。

27条

労働の権利・義務、労働条件の基準

### 働く権利と保障をうたう

安倍「雇用改革」のねらいは、労働者の賃金引き下げと解雇を容易にして、「世界一企業活動がしやすい国」にすることです。「貧困と格差」を広げ、労働者の生活を不安定にする雇用ルールの改悪は許せません。

# 「かがやけ憲法」国会請願署名

衆議院議長 様  
参議院議長 様

201 年 月 日

## 【請願趣旨】

平和のうちに、人間らしく生き、働くことは、国民共通の願いです。日本国憲法は、その願いを明文にしたものであり、国民の基本的人権と平和を守るための最も大切な国民への約束です。

その憲法を一方的に書きかえようとする「改憲」の動きが急です。

2012年4月に発表された自由民主党「日本国憲法改正草案」はその象徴的なものです。そこでは、憲法前文の全面的な書き換えで「不戦の誓い」とすべての基本的人権の基礎である「平和的生存権」という日本国憲法の原点を消し去っています。そして、戦力の不保持を宣言した憲法第9条2項の削除、表現の自由などの基本的人権の「公の秩序」を理由にした制限、改憲手続きの緩和など、憲法が憲法ではなくなる内容です。

日本国憲法は制定から約70年、国民の様々な運動で、国民主権、基本的人権の実現、恒久平和の追求という基本理念を守り、発展させてきた歴史があります。一方で憲法をないがしろにした政治を進めた結果、年収200万円以下のワーキングプアが1000万人をこえ、雇用劣化・国民の貧困化が深刻になっています。「貧困と格差」の広がり、子どもたちの生活にも深刻な影響を与えています。

私たちは、憲法をもっと積極的にいかし、発展させ、国民が主人公の日本、平和のうちに人間らしく生き働ける日本を実現していくことが今こそ必要だと考えます。

その立場から、以下の事項を請願し、その実現を求めます。

## 【請願項目】

- 憲法の平和原則を守り、日本を戦争できる国にしないでください。
- 憲法をいかし、格差と貧困の解消、雇用とくらしを改善し、教育を充実させてください。

氏 名	住 所